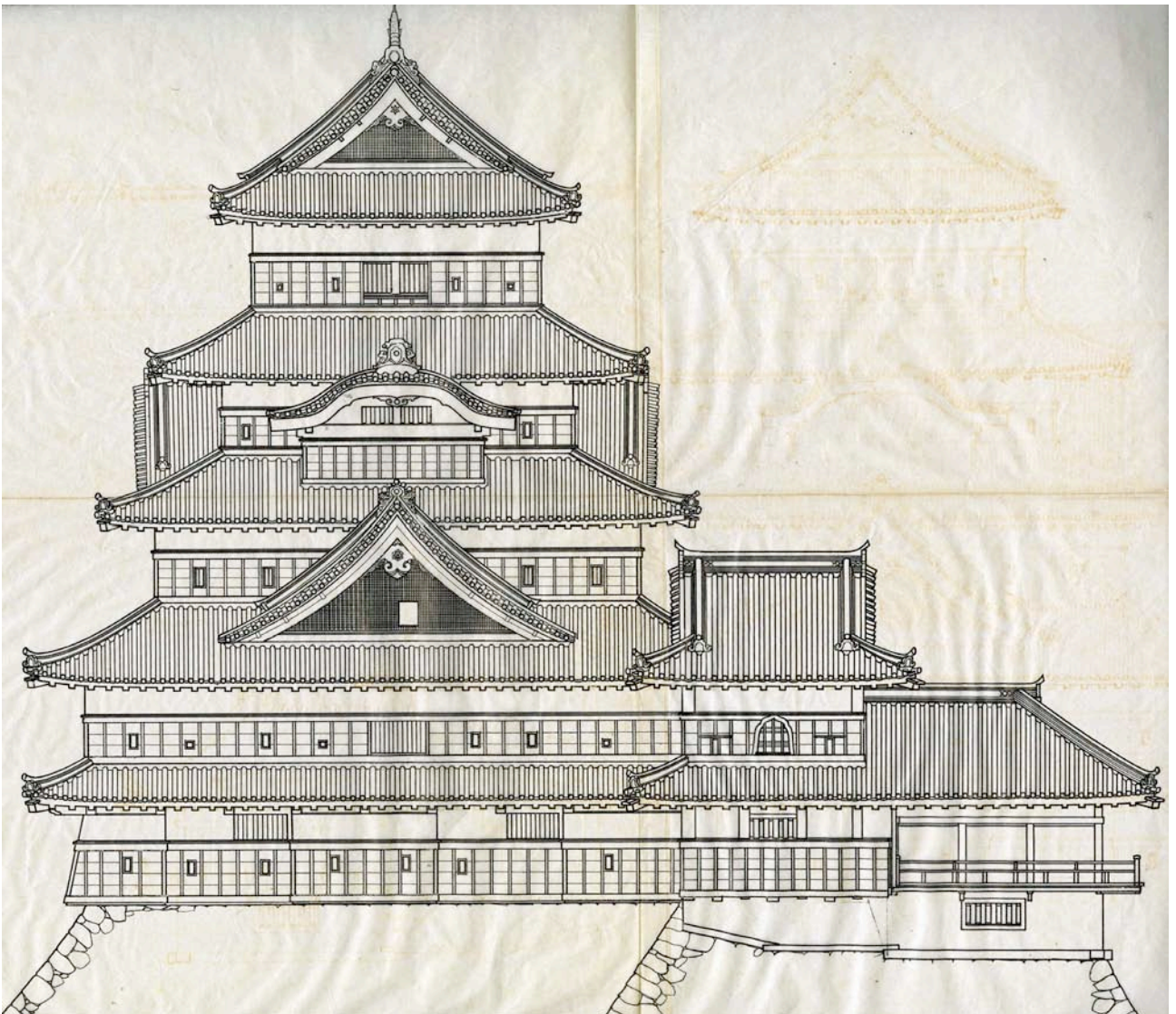


第2章 保存管理計画



第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存状況

国宝松本城天守保存活用計画を策定するにあたり、天守5棟の保存状況を把握するため、平成24年度に目視等による現状調査を実施した。以下はこの現状調査結果によるものである。

ア 基礎（石垣）

天守を中心とする各櫓を支える石垣は文禄期に築かれたと想定され、野面石を用いた乱積みとなっている。月見櫓台及び辰巳附櫓台の石垣の一部は、昭和大修理の際に積み直しされているが、それ以外の箇所は、現在に至るまで改造や大きな破損は生じていないものと考えられる。平成14年度（史跡松本城石垣現状調査）及び平成22年度（石垣現況調査）に、各天守及び櫓の石垣についての調査を行っており、その結果、乾小天守台東面及び天守台北面・東面に石垣面の^{はら}孕み出しが確認されているほか、月見櫓台北面・東面は間詰石の抜け・緩みがみられる。これらの破損程度は、乾小天守台東面は「中期的な破損状況を観察しながら対応すべき箇所」、天守台北面・東面及び月見櫓台各北面・東面は「長期的な整備計画の中で考え、当面は他の破損箇所の修復を優先させることが可能な箇所」と報告されている。

いずれも早急な修復対応は必要としないが、後世的確な修復を実施するために現状測量による記録保存や、石垣の破損を進行させないよう間詰め石の補修を行うことが望ましい状況である。

イ 軸部の不同沈下

床高さを基準とした実測調査の結果、図 2-1 に示すとおり傾向が確認された。1階及び2階については全体的に緩やかな不陸傾向が確認されるものの、総じて問題のない範囲と考えられるが、月見櫓1階については北東隅にいくにつれて比較的大きく沈下する傾向がみられる（逆に南西隅が高いとも言える）。また辰巳附櫓南西隅柱位置も、他と比較してかなり低い数値が測定され、石垣の不同沈下が要因となっている可能性が考えられる。また、天守3階・4階においては中央部に比較して側廻りが低い傾向が顕著にみられる。今回の調査の範囲ではこれら要因を確認するには至らず、なお詳細な調査が必要である。

ウ 軸部の傾斜

軸部の不同沈下に起因するものか、月見櫓において柱の傾斜角1/60を超えるものが数か所確認される（最大のもので1/55程度）。ただしこれも局部的なもので、建物全体におよぶ傾向ではない。また、この他の天守・乾小天守・渡櫓・辰巳附櫓については、問題となるような計測結果は得られなかった。上述の月見櫓における軸部の不同沈下との因果関係、あるいはその他の因果関係について、さらなる調査・検討が求められる。（図 2-2 柱傾斜状況 参照）

エ 軒廻り

目視の範囲では、雨漏りなどによる軒揚塗の脱落などの破損は見られない。

オ 屋根

各層・各面いずれも、細部にわたる調査は行っていないが、瓦の微少な欠損がみられる程度で、瓦の葺土（砂

漆喰)等の下地も全般的に健全とみられる。場所によっては、軒天井廻りに雨^{あまじ}滲みが散見されるが、いずれも一時的なものか、あるいは従前の雨漏り跡と推測される。

カ 土 壁

内壁・外壁とも、チリ切れや小ヒビが散見されるが、直ちに対策が求められるような部位はない。ただし、平成23年に発生した長野県中部を震源とした地震の際、乾小天守最上階を中心として比較的大きな亀裂を生じ、亀裂補修を行っている。

キ 塗 装

各棟・各層とも、毎年の定期的な維持管理のため非常に健全な状態であるが、月見櫓外部高欄の赤漆塗は、紫外線の影響を強く受けて褪色や小ヒビが目立つ。併せて、縁板等に浸入する雨水により木地が蒸れ腐れしている箇所も随所にみられ、高欄を一旦解体して縁板を補修するなどの、やや大掛かりな修理が必要とされる。

ク 建 具

月見櫓舞良戸においては板材の割れ、框の破損など、辰巳附櫓天守境大戸等においては自重による建具の変形などの破損を生じている。その他の建具については微細な調整を要する程度の状況で、全般的に健全である。

乾小天守、渡櫓西面及び北面の武者窓の引戸上下がすり減り、開け閉めの支障がある。

ケ その他

天守北面石落し部の下見板土台が腐朽し空洞化しており、布張りして漆塗で固めて整形している状況で、修理を要する。

(2) 管理状況

昭和33年10月22日付けで国宝松本城の管理団体指定を受けた松本市が、日常管理・点検等を実施している。松本市教育委員会組織規則（昭和34年4月教育委員会規則第12号）第4条及び松本城管理条例（昭和40年3月条例第5号）に基づき国宝松本城天守の通常公開については、松本市教育委員会松本城管理事務所の所管事務となっている。

国宝松本城天守5棟の公開にあたっては、松本城管理事務所が民間業者に委託し、日常管理・点検及び観覧者への案内等を実施している。また、清掃等の日常の維持管理についても、同様に民間業者に委託している。

また、消防設備及び自動火災報知設備等の保守点検は、職員及び専門業者に委託し、実施している。

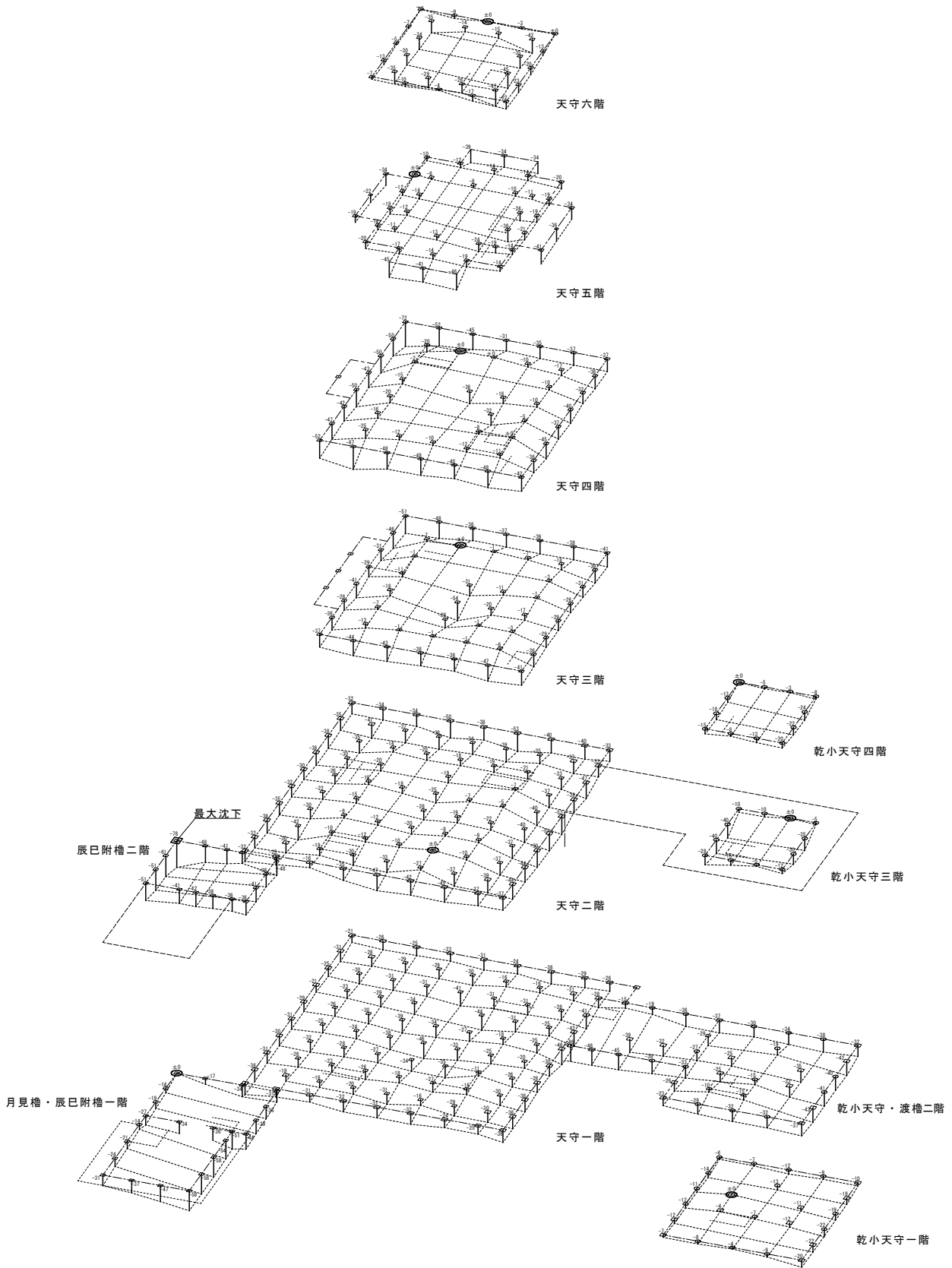
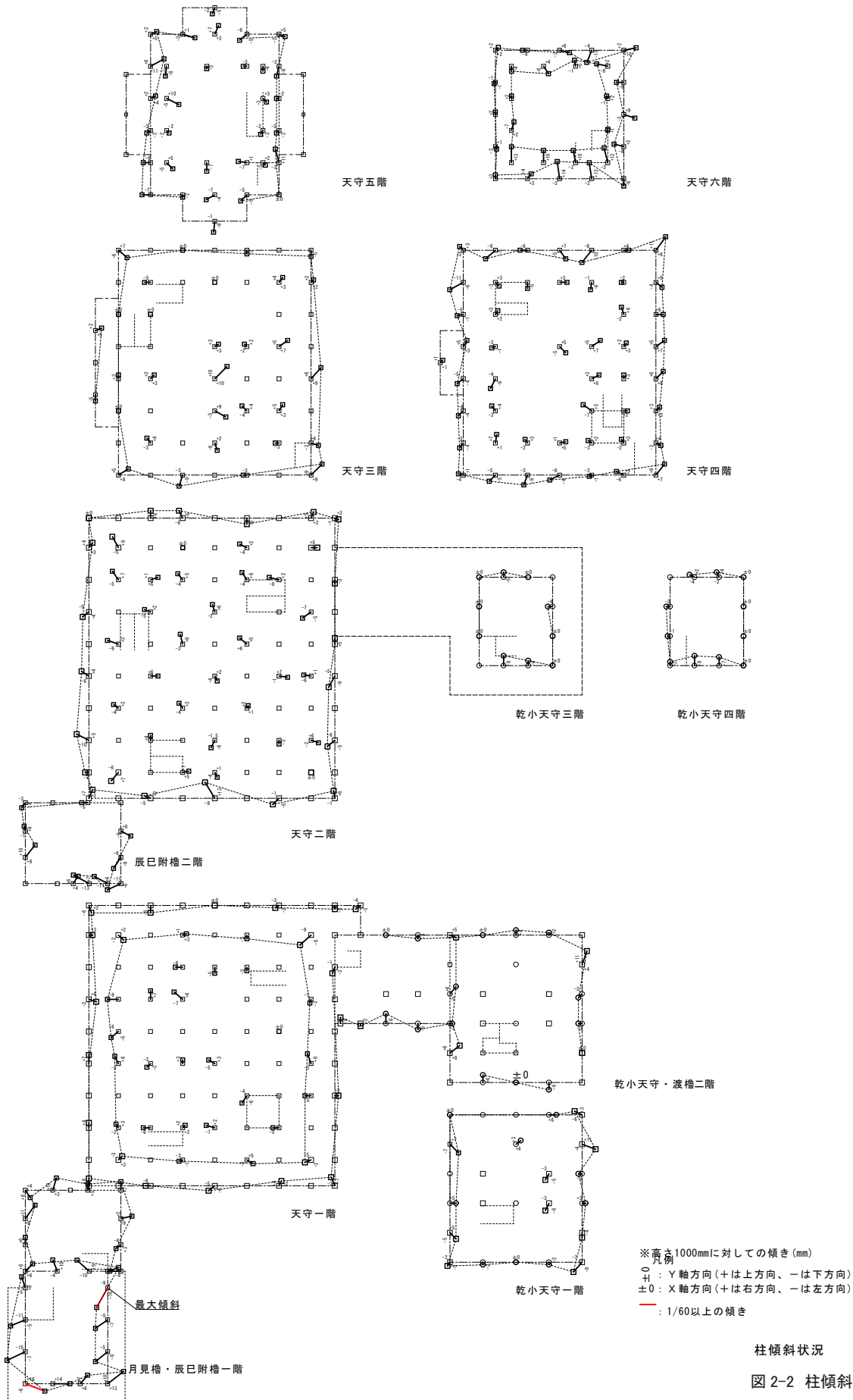


図 2-1 床不陸状況図



柱傾斜状況
図2-2 柱傾斜状況

2 保護の方針

松本城天守について部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

(1) 部分の設定と保護の方針

〈部分〉とは、文化財（建造物）の屋根・外装（各面）・各部屋を単位とする区分を指す。〈部分〉の区分を「保存部分」・「保全部分」・「その他の部分」に設定し、個々についての保護の方針を定める。

ア 保存部分

文化財としての価値を特に有する〈部分〉で、厳密な保存が要求される部分。

イ 保全部分

建築体として維持及び保全することが必要とされる〈部分〉。改造により文化財としての現状が失われている〈部分〉・保存公開において現状に復する〈部分〉・公開及び補強などのため改造が不可欠となる〈部分〉を含む。

ウ その他の部分

公開または安全性の向上のため改修などを行う。

松本城天守の外部、内部に関しては、ともに「保存部分」とする。

(2) 部位の設定と保護の方針

〈部位〉とは、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・窓及び窓枠等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分を「基準1～5」に設定し、個々について保護の方針を定める。

ア 基準1

：材料自体の保存を行う部位。主要な構造に係る部材・当初の部材等。

→例) 柱、梁等の主要構造部、石垣、建具、狭間、床面、下見板等

イ 基準2

：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。又は定期的に材料の取替等を行う補修が必要な部位。

→例) 漆喰壁、瓦、階段、常設の階段手摺等

ウ 基準3

：主たる形状及び色彩を保存する部位。

→例) 雨落瓦、吊金具等

エ 基準4

：日常的に利用する設備、維持管理に必要となる設備。（所有者等の自由裁量にゆだねられるが意匠上の配慮も必要となる部位）

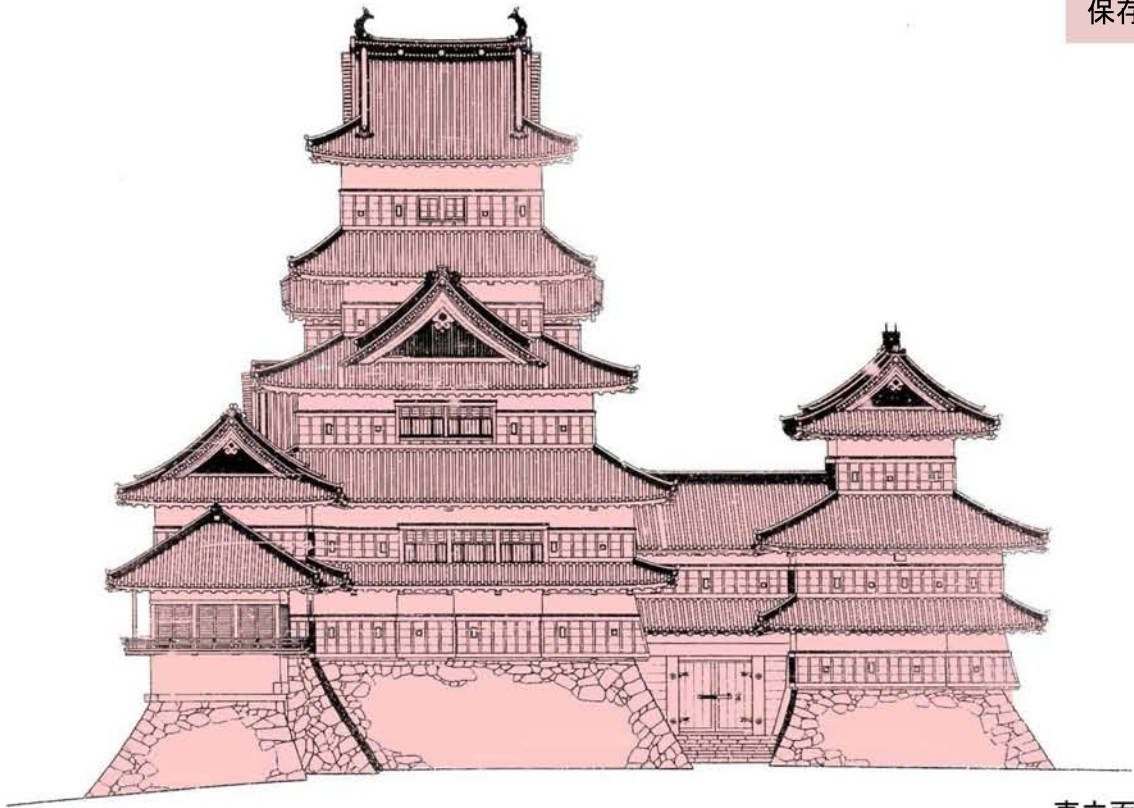
→例) 照明器具、消防設備、電気設備等、仮設（竹製）の階段手摺、柵等

オ 基準5

：建物の公開・展示に必要となる設置物。（所有者等の自由裁量にゆだねられるが意匠上の配慮も必要となる部位）

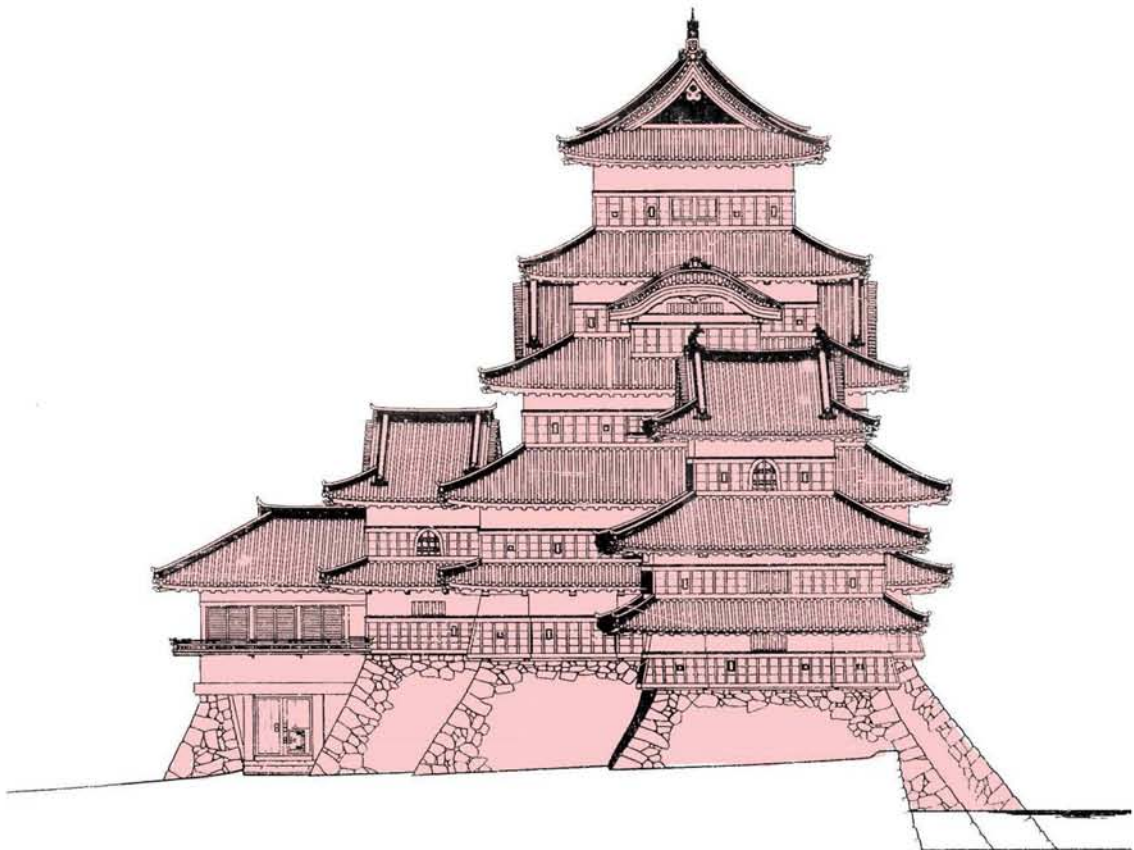
→例) 展示パネル、案内板、展示ケース等

保存



東立面図

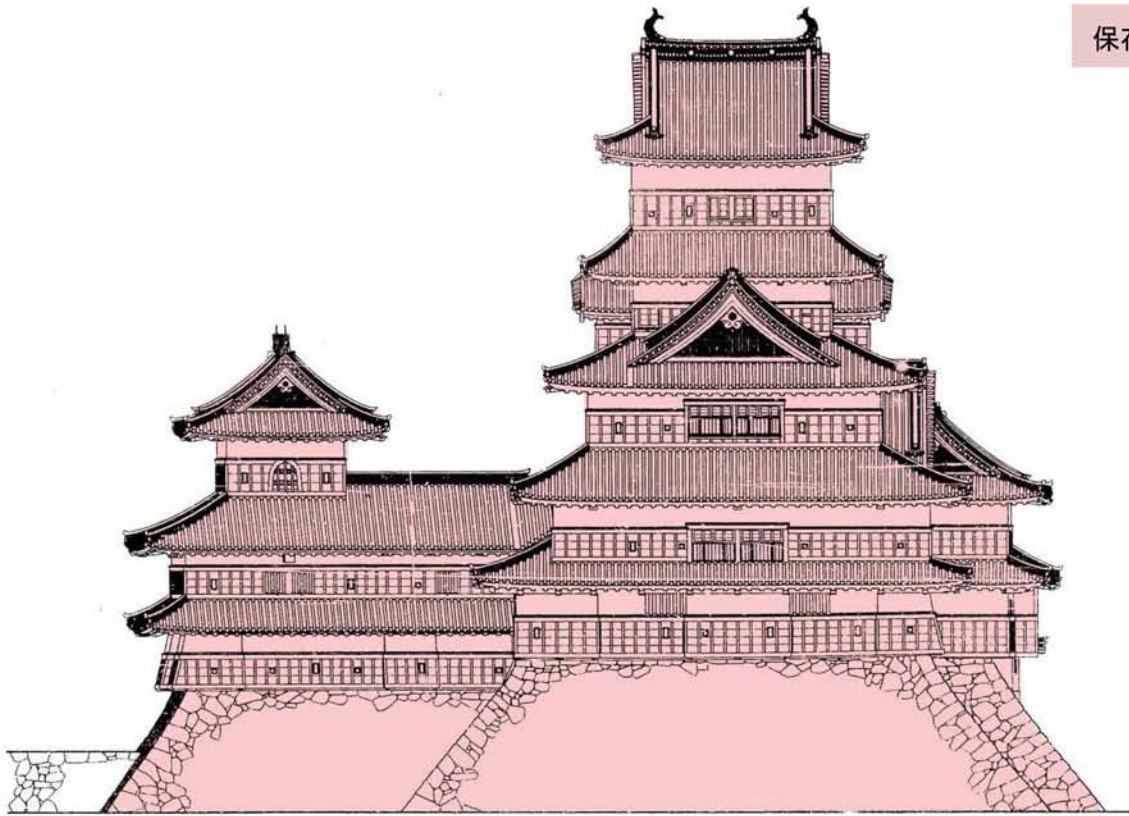
図 2-3 東面保存部分



北立面図

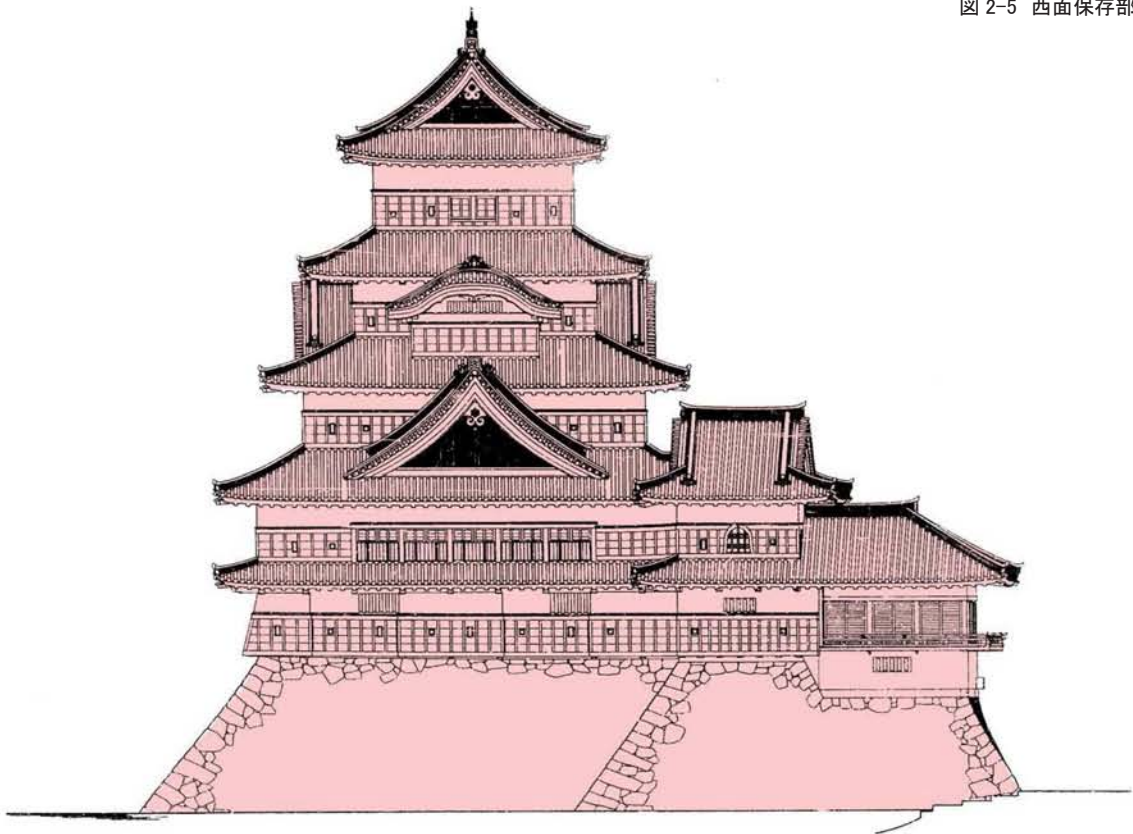
図 2-4 北面保存部分

保存



西立面图

图 2-5 西面保存部分



南立面图

图 2-6 南面保存部分

保存に係る〈部位〉の設定

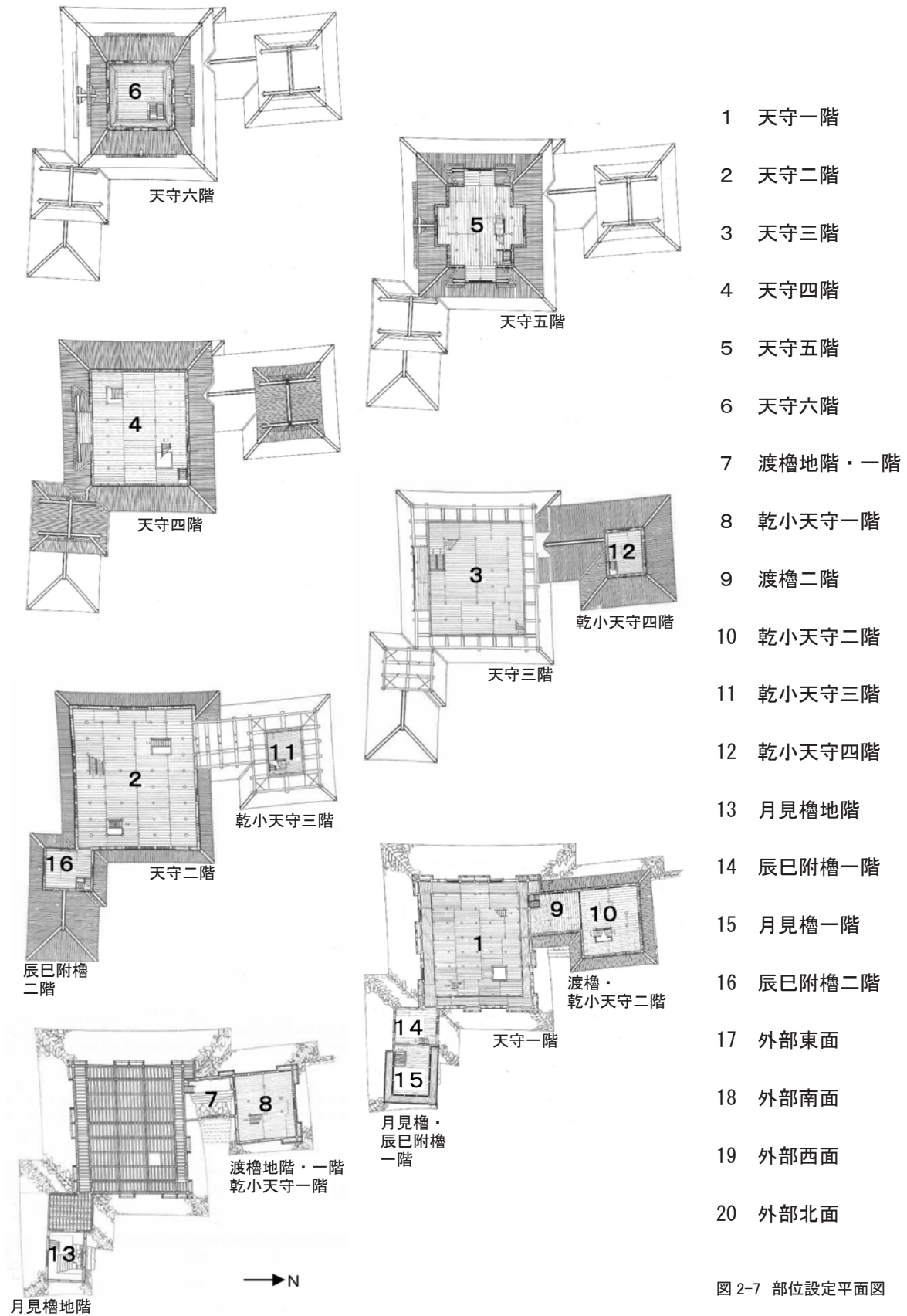


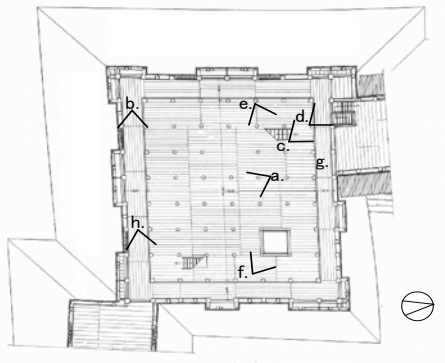
図 2-7 部位設定平面図

番号	部分	部位	基準	現状・摘要
1	天守一階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×4
		照明器具	4	照明a×8、照明b×4
		主要材	1	柱、梁、貫、土台、上階大引、敷鴨居、2本溝敷鴨居(建具なし×2)等
		その他	1・2	矢狭間×13、鉄砲狭間×10、石落し×15、切穴、石落し嵌板、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵、柵(竹製)
			4	防犯カメラ×2、消火栓×2、消火器×4、火災報知器×2、スピーカー×1、分電盤×1、鳥侵入防止具
			4・5	案内板、展示パネル、展示ケース、階段下板敷き4・5
2	天守二階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板、化粧裏根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1・4	堅格子5本・突上戸下見板風黒漆塗×10、半間片引戸下見板風黒漆塗×1・転落防止竹棧4
		照明器具	4	照明c×2
		主要材	1	柱、梁、貫、上階大引、敷鴨居、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×6、鉄砲狭間×7、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×2、消火栓×2、消火器×4、火災報知器×2、分電盤×1、鳥侵入防止具
			5	案内板、展示パネル、展示ケース、順路案内ロープ
3	天守三階	床面	1	板張り
		壁面	1・2	漆喰塗り2、破風部板張り1
		天井	1	根太天井:根太、破風部化粧裏根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1	木連格子黒漆塗、引分板戸・鉄板敷・戸車付・塗装なし×2
		照明器具	4	照明a×2、照明b×2、照明c×1、照明d×1
		主要材	1	柱、梁、上階大引、敷鴨居、地長押等
		その他	2	常設手摺、階段
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×1、消火栓×1、消火器×4、火災報知器×1、スピーカー×1
			5	案内板、展示パネル
4	天守四階	床面	1	板張り
		壁面	1・2	漆喰塗り2、破風部板張り1
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板、破風部化粧裏根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1・4	木連格子黒漆塗、引分板戸・鉄板敷・戸車付・塗装なし×2、半間片引戸下見板風黒漆塗×1、転落防止竹棧4
		照明器具	4	照明a×4、照明d×1
		主要材	1	柱、梁、上階大引、敷鴨居、無目鴨居、長押、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×9、鉄砲狭間×9、常設手摺2、階段2
			3	御簾
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×1、消火栓×1、消火器×6、火災報知器×2、スピーカー×1、救助袋×1、鳥侵入防止具
	5	案内板、展示パネル		
5	天守五階	床面	1	板張り
		壁面	1・2	漆喰塗り2、破風部板張り1
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板、破風部化粧裏根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1	連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×4、木連格子黒漆塗、引分板戸・鉄板敷・戸車付・塗装なし×4
			1・4	半間片引戸下見板風黒漆塗×1、片開板戸黒漆塗×1、転落防止竹棧4
		照明器具	4	照明a×2、照明b×1
		主要材	1	柱、梁、貫、敷鴨居、無目鴨居、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×4、鉄砲狭間×2、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)
			4	防犯カメラ×1、消火栓×1、消火器×3、火災報知器×2、スピーカー×1、鳥侵入防止具
	5	案内板、展示パネル、順路案内ロープ		
6	天守六階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧小屋裏:小屋組、化粧裏板
		開口部建具	1・4	亀甲網入り4・半間片引き戸下見板風黒漆塗×8・転落防止金属製棧4
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、無目敷鴨居、長押、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×4、鉄砲狭間×4、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)
			4	防犯カメラ×2、消火栓×1、消火器×3、火災報知器×1、スピーカー×1、鳥侵入防止具
			5	案内板、展示パネル
7	渡槽地階・一階	床面	2	石敷(当初叩き)
		壁面	1・2	石垣
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	大戸(金具、門など)×ぐり戸なし
		照明器具	4	蛍光灯×1
		主要材	1	土台、柱、梁、上階大引、門廻り:冠木、鏡柱、蹴放、戸当り等
		その他	1・2	矢狭間×1、鉄砲狭間×1、石落し×1、常設手摺2、階段2
			4・5	旧観覧券売場(撤去検討)、階段・手摺・板敷
			4	配管、旧観覧券売場内:電灯分電盤、火災表示器、蛍光灯
			5	スリッパ入箱、靴入れ箱、案内板
8	乾小天守一階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	腰高引違い板戸×4、連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×1
		照明器具	4	照明b×2、照明c×2、照明c'×1
		主要材	1	柱、梁、貫、敷鴨居、無目鴨居、2本溝敷鴨居(建具なし)、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×3、鉄砲狭間×9、石落し×4、常設手摺2、階段2、手摺2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×1、消火栓×2、消火器×2、火災報知器×1スピーカー×1
			5	案内板、展示パネル

番号	部分	部位	基準	現状・摘要
9	渡槽二階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧屋根裏・垂木、化粧裏板
		開口部建具	1	片引き格子戸黒漆塗×2
		照明器具	4	照明a×2、照明b×2
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、2本溝敷鴨居(建具なし×2間)、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×1、鉄砲狭間×2、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)
			4	消火器×2、消火栓×2
	5	案内板、展示パネル、展示ケース		
10	乾小天守二階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板、側廻り一間化粧屋根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1	連子窓:外側黒漆塗×1、片引格子戸黒漆塗×2、引違板戸×2(建具なし×4)
		照明器具	4	照明a×3、照明c×1
		主要材	1	柱、梁、上階大引、貫、敷鴨居、2本溝敷鴨居、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×7、鉄砲狭間×2、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×1、消火器×2、火災報知器×1スピーカー×1
	5	案内板、展示パネル		
11	乾小天守三階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り、東面階段横板張り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具		
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、上階大引、地長押等
			2	常設手摺、階段、手摺
		その他	4	手摺(竹製)
			4	防犯カメラ×1、消火栓×1、消火器×1、火災報知器×1
	5	案内板		
12	乾小天守四階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧小屋裏:小屋組、化粧裏板
		開口部建具	1	花頭窓・1本溝引き分け板戸黒漆塗×4
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×6、鉄砲狭間×1、常設手摺2、階段2、手摺2
			4	防犯カメラ×1、消火器×2、消火栓×1
			5	案内板、展示パネル
13	月見櫓地階	床面	2	石敷(当初叩き)
		壁面	1・2	石垣
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	大戸(金具、門など)くぐり戸付、連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×1
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	土台、柱、梁、敷鴨居、上階大引、門廻り:冠木、鏡柱、蹴放、戸当り等
		その他	2	階段、手摺
			4・5	階段・手摺・板敷・畳
			4	消火器×1
	5	靴袋入箱、案内板		
14	辰巳附櫓一階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×2
			1	無目敷鴨居片開板戸×1
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、敷梁、上階大引、敷鴨居、無目敷鴨居
		その他	1・2	矢狭間×1、鉄砲狭間×2、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
	4	消火器×1、火災報知器×1、分電盤×1		
	5	案内板、展示パネル、ベンチ		
15	月見櫓一階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧屋根裏:小屋組、化粧裏板
		開口部建具	1	舞良戸×18
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、無目敷居、長押、地長押等
		その他	1・2	縁廻り
			2	常設手摺、階段
			4	柵
	4	防犯カメラ×1、火災報知器×1		
	5	案内板、展示パネル		
16	辰巳附櫓二階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧屋根裏:小屋組、化粧裏板
		開口部建具	1	花頭窓:1本溝引き分け板戸黒漆塗×4
			1	無目敷鴨居片開板戸×1
		照明器具	4	照明a×2、照明c×1
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、地長押
		その他	1・2	矢狭間×1、鉄砲狭間×1、常設手摺2、階段2
			4	防犯カメラ×1、消火器×1、火災報知器×1
	5	案内板、展示パネル、展示ケース		

番号	部分	部位	基準	現状・摘要
17	天守 外部東面	基礎	1・2	石垣、礎石(以前修理した際の新しい石垣箇所所有)
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1・4	突上戸、木連格子、転落防止金属製棧4
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			3	軒樋、堅樋、アンコウ
			4	データ通信器具
			5	鳩よけ鉄線・箱
17	乾小天守・渡櫓 外部東面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	大戸(金具、門など)くぐり戸なし、木連格子
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			3	軒樋、堅樋、アンコウ
			4	避雷針
			5	靴袋入箱、階段・手摺・テント、案内板、鳩よけ鉄線・箱
17	月見櫓・辰巳附櫓 外部東面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	舞良戸
		その他	1・2	縁廻り
18	天守 外部南面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	突上窓、連子窓、木連格子
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			5	鳩よけ鉄線・箱
18	月見櫓・辰巳附櫓 外部南面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3
		開口部建具	1	連子窓、花頭窓、舞良戸
		その他	1・2	縁廻り
			1	鉄砲狭間、矢狭間
			5	鳩よけ鉄線・箱
19	天守 外部西面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	突上窓、連子窓、木連格子
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			5	鳩よけ鉄線・箱
19	乾小天守・渡櫓 外部西面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3
		開口部建具	1	格子戸、花頭窓
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			4	配線管
20	天守 外部北面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	突上窓、連子窓、木連格子
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			5	鳩よけ鉄線・箱、案内板、テント
20	乾小天守・渡櫓 外部北面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3
		開口部建具	1	連子窓、花頭窓
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			4	配線管
20	月見櫓・辰巳附櫓 外部北面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3
		開口部建具	1	大戸(金具、門など)くぐり戸あり
		その他	1	舞良戸、連子窓、花頭窓
			1・2	縁廻り
			5	案内板、鳩よけ鉄線・箱

1. 天守一階



その他: 鉄砲狭間
基準1



天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

その他: 鳥侵入防止具
基準4
※狭間に設置

照明器具: 照明b
基準4



その他: 展示ケース
基準5

a.天守一階 南面

照明器具: 照明a
基準4

床面: 板張り
基準1



主要材: 柱、貫、根太掛
敷鴨居等
基準1

開口部建具: 連子窓
基準1

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 矢狭間
基準1

その他: 展示ケース
基準5

その他: 石落とし嵌板
基準1

その他: 石落とし
基準1

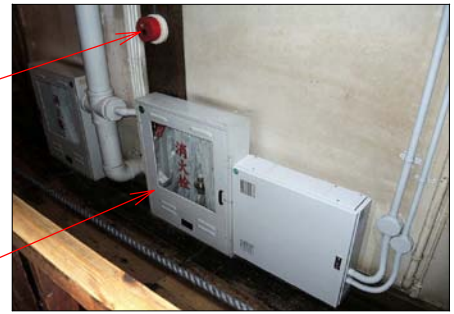
b.天守一階 南側武者走

1. 天守一階



照明器具: 照明a
基準4

その他: 火災報知器
基準4



その他: 消火栓
基準4

g. 設備

主要材: 柱、上階大引、敷鴨居、無目鴨居等
基準1

天井: 根太天井
基準1(根太)
(化粧裏板)



その他: 防犯カメラ
基準4

その他: スピーカー
基準4

その他: 柵
基準4

壁面: 漆喰塗り
基準2

c. 天守一階 北西側

その他: 手摺(竹製)
基準4



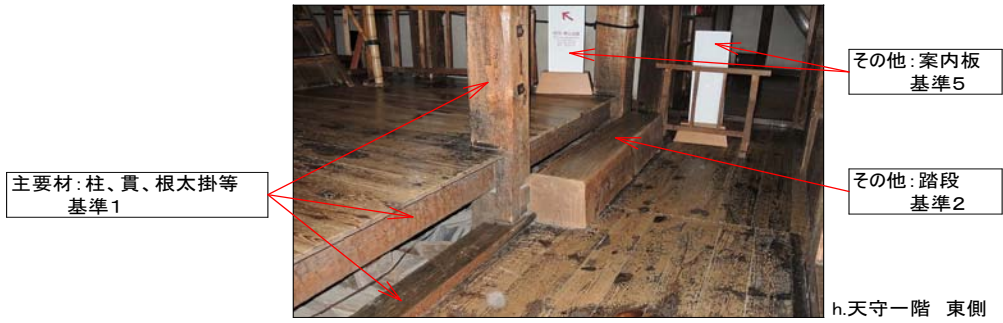
床面: 板張り
基準4・5

主要材: 敷鴨居
(建具なし)
基準1

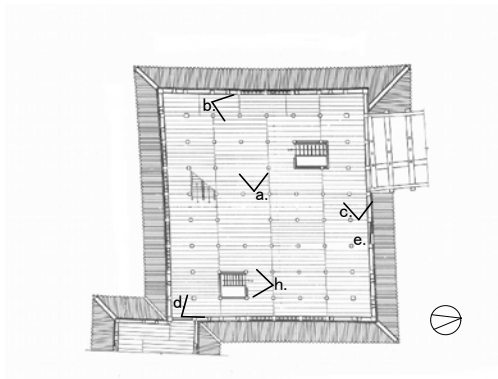
床面: 板張り
基準1

d. 天守一階 北西側階段

1. 天守一階



2. 天守二階



開口部建具: 豎格子5本
基準1

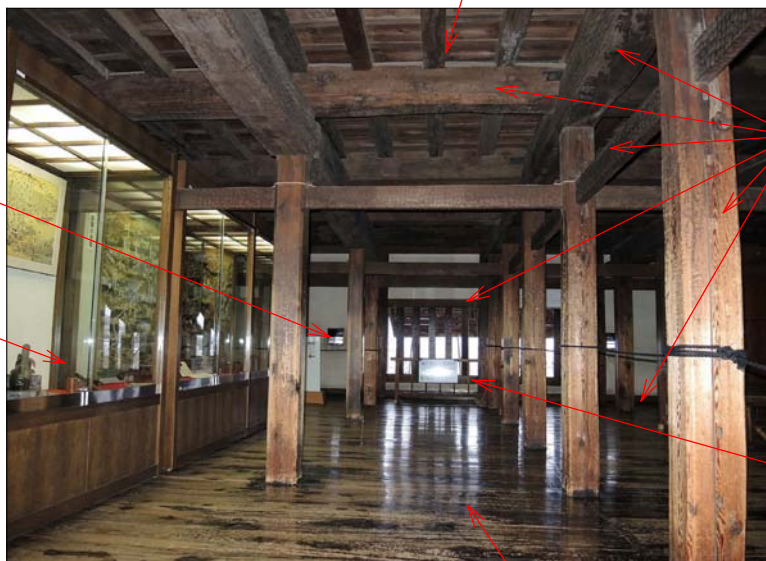


天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

開口部建具: 突上戸
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 展示ケース
基準5



主要材: 柱、梁、貫、敷鴨居
上階大引、地長押等
基準1

開口部建具: 豎格子5本
突上戸
基準1

a. 天守二階 西面

その他: 防犯カメラ
基準4

床面: 板張り
基準1

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

照明器具: 照明c
基準4

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 鉄砲狭間
基準1



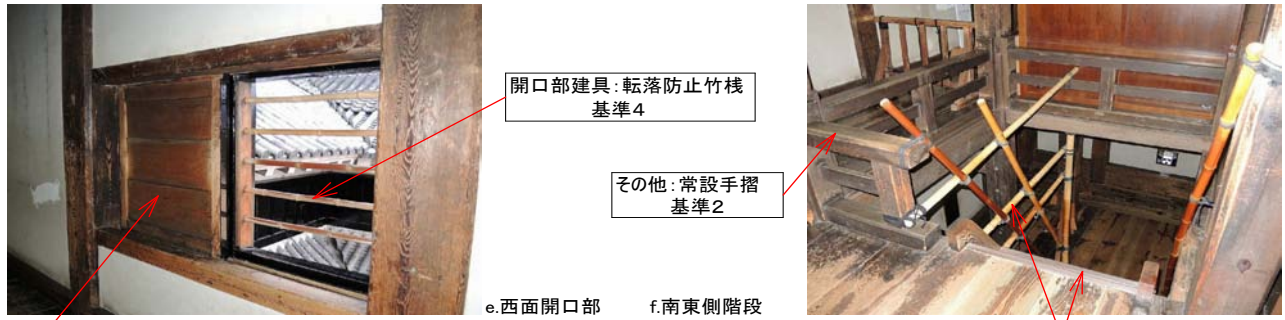
主要材: 柱、梁、貫等
基準1

その他: 順路案内ロープ
基準5

b. 天守二階 北面

その他: 柵
基準4

2. 天守二階



開口部建具: 転落防止竹棧
基準4

その他: 常設手摺
基準2

e. 西面開口部

f. 南東側階段

開口部建具: 半間片引戸
基準1

その他: 階段、手摺(竹製)
基準2



主要材: 柱、梁、貫等
基準1

その他: 矢狭間
基準1

その他: 消火器
基準4

その他: 分電盤
基準4

その他: 火災報知器
基準4

壁面: 漆喰塗
基準2

その他: 消火栓
基準4

c. 天守二階 北西面



その他: 案内板
基準5

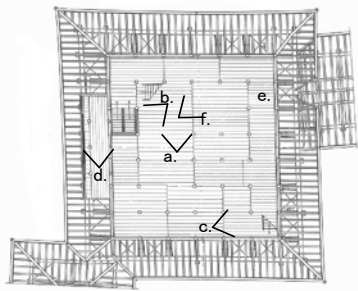
その他: 柵
基準4

その他: 展示ケース
基準5

その他: 消火器
基準4

d. 天守二階 南東側

3. 天守三階



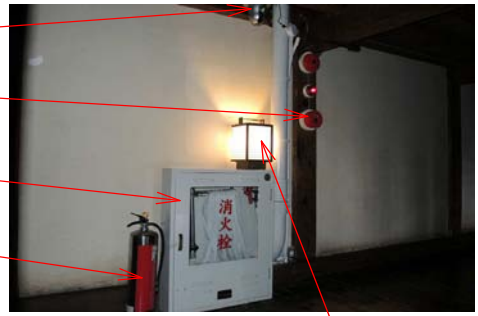
その他: 防犯カメラ
基準4

その他: 火災報知器
基準4

その他: 消火栓
基準4

その他: 消火器
基準4

e.西面 設備



照明器具: 照明b
基準4

天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

照明器具: 照明d
基準4

照明器具: 照明a
基準4



主要材: 柱、上階大引
地長押等
基準1

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 消火器
基準4

その他: 柵
基準4

床面: 板張り
基準1

a.天守三階 西面

その他: 展示パネル
基準5



照明器具: 照明b
基準4

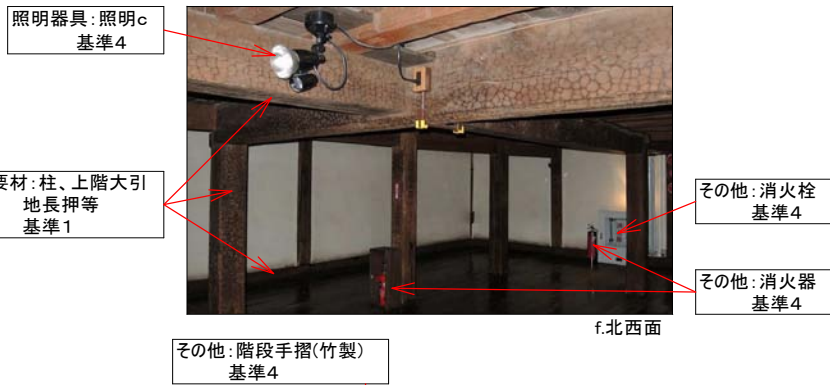
その他: 階段手摺(竹製)
基準4

その他: 階段
基準2

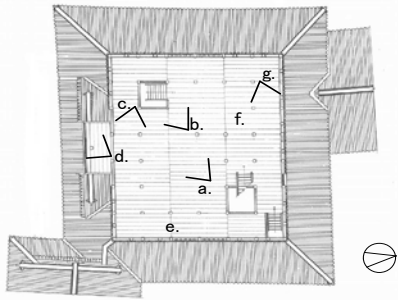
その他: 常設手摺
基準2

b.天守三階 南面

3. 天守三階



4. 天守四階



開口部建具: 突上戸
基準1

開口部建具: 縦格子5本
基準1

その他: スピーカー
基準4



その他: 救助袋
基準4

壁面: 漆喰塗
基準2

その他: 御簾
基準3

その他: 展示パネル
基準5



a. 天守四階 南西面

その他: 矢狭間
基準1

床面: 板張り
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 案内板
基準5

主要材: 柱、長押
無目鴨居等
基準1

その他: 柵
基準4

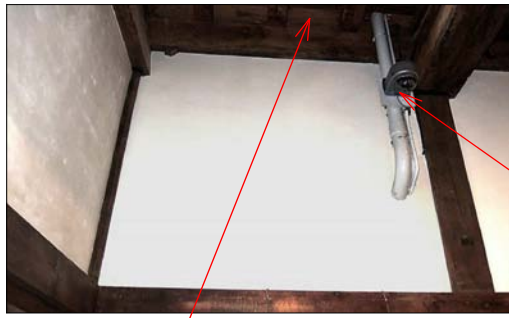
その他: 手摺(竹製)
基準4



b. 天守四階 南西側階段

その他: 常設手摺
基準2

4. 天守四階



天井: 根太天井
基準1(根太)
(化粧裏板)

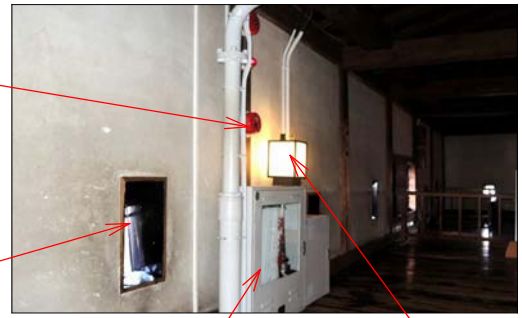
照明器具: 照明a
基準4

f.設備

その他: 火災報知器
基準4

その他: 防犯カメラ
基準4

その他: 矢狭間
基準1



その他: 消火栓
基準4

照明器具: 照明d
基準4

g.設備



その他: 消火器
基準4

壁面: 漆喰塗り
基準2

床面: 板張り
基準1

その他: 柵
基準4

c.天守四階 南面



壁面: 板張り
基準1

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

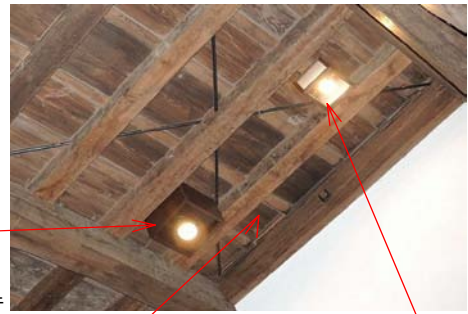
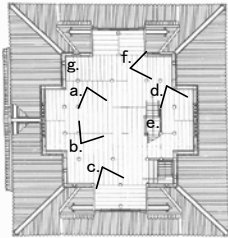
床面: 板張り
基準1

開口部建具: 木連格子
基準1

開口部建具: 引分板戸
基準1

d.天守四階 破風部

5. 天守五階



照明器具:照明b
基準4

e.階段上部天井

天井:根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

照明器具:照明a
基準4



その他:階段
基準2

その他:常設手摺
基準2

その他:案内板
基準5

その他:スピーカー
基準4

その他:順路案内ロープ
基準5

a.天守五階 東面

主要材:柱、桁、梁、貫、無目鴨居等
基準1



その他:防犯カメラ
基準4

その他:展示パネル
基準5

壁面:漆喰塗り
基準2

開口部建具:転落防止竹柵
基準4

開口部建具:半間片引戸
基準1

その他:柵(竹製)
基準4

床面:板張り
基準1

その他:柵
基準4

b.天守五階 西面

5. 天守五階



その他: 火災報知器
基準4

その他: 矢狭間
基準1

その他: 消火器
基準4

f. 設備

開口部建具: (半間片引戸)
基準1
(転落防止竹棧) 基準4

その他: 消火栓
基準4



g. 開口部

開口部建具: 片開板戸
基準1



壁面: 漆喰塗り
基準2

壁面: 板張り
基準1

開口部建具: 木連格子
基準1

開口部建具: 引分板戸
基準1

c. 天守五階 東側破風部

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

床面: 板張り
基準1



天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

照明器具: 照明a
基準4

その他: 鉄砲狭間
基準1

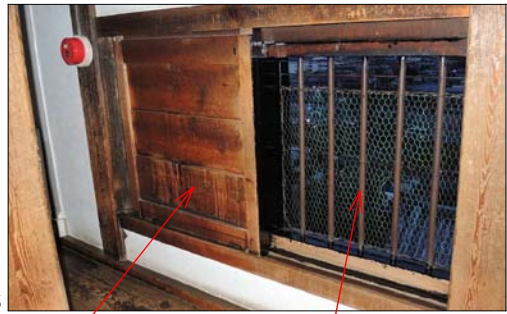
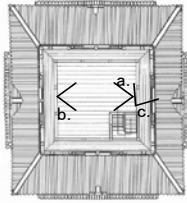
その他: 常設手摺
基準2

d. 天守五階 北側破風部

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

開口部建具: 連子窓
基準1

6. 天守六階



c.開口部

開口部建具: 半間片引板戸
基準1

開口部建具:
転落防止金属製棧
基準4

その他: 防犯カメラ
基準4

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 矢狭間
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1



主要材: 柱、梁、桁、長押
無目敷鴨居等
基準1

その他: 消火器
基準4

床面: 板張り
基準1

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)、(化粧裏板)

a.天守六階 南面

その他: 展示パネル
基準5

その他: 火災報知器
基準4

その他: 消火器
基準4

その他: 消火栓
基準4



照明器具: 照明a
基準4

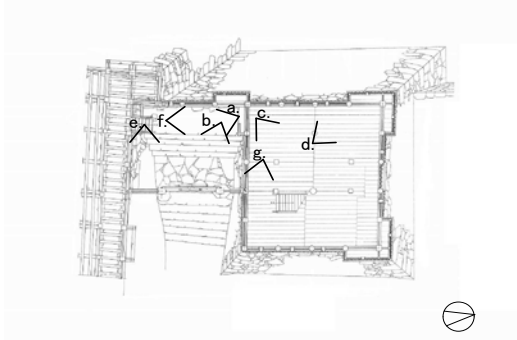
その他: スピーカー
基準4

その他: 階段手摺(竹製)
基準4

その他: 常設手摺
基準2

b.天守六階 北面

7. 渡櫓地階・一階



その他：蛍光灯
基準4

その他：火災表示器
基準4

その他：電灯分電盤
基準4

天井：根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

e.旧観覧受付所内部



壁面：漆喰塗り
基準2

主要材：土台、柱、梁
上階大引等
基準1

その他：旧観覧受付所
基準5

その他：階段、手摺
基準2

壁面：石垣
基準1・2

その他：鉄砲狭間
基準1

その他：スリッパ箱
基準5

その他：案内板
基準5

その他：階段、手摺
基準4・5

照明器具：蛍光灯
基準4

床面：板張り
基準4・5

a.渡櫓 地階南面



主要材：冠木、鏡柱
蹴放、戸当り等
基準1

開口部建具：大戸、門等
基準1

その他：靴入棚
基準5

その他：案内板
基準5

その他：階段、手摺
基準4・5

床面：石敷
基準2

b.渡櫓 地階東面

8. 乾小天守一階



その他: 石落とし
基準1

その他: 踏段
基準2

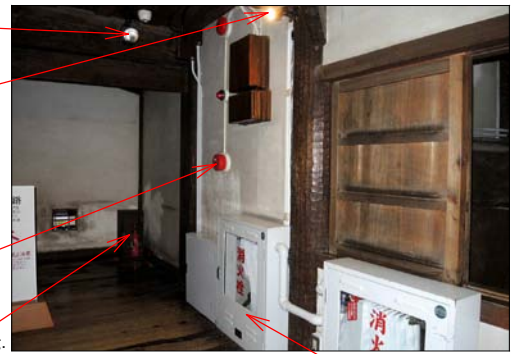
開口部建具: 腰高引違板戸
基準1

照明器具: 照明c
基準4

照明器具: 照明c'
基準4

その他: 火災報知器
基準4

その他: 消火器
基準4



その他: 消火栓
基準4



主要材: 柱、上階大引
地長押、敷鴨居等
基準1

開口部建具: 連子窓
基準1

その他: 矢狭間
基準1

天井: 根太天井
基準1(根太)
(化粧裏板)

その他: 階段、手摺
基準2

床面: 板張り
基準1

c. 乾小天守一階 北東面



照明器具: 照明b
基準4

その他: 展示パネル
基準5

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 鉄砲狭間
基準1

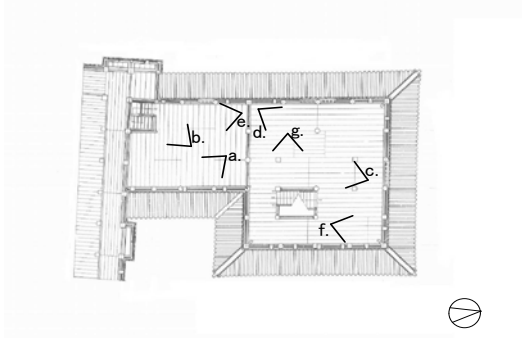
その他: 防犯カメラ
基準4

その他: 石落とし
基準1

その他: 案内板
基準5

d. 乾小天守一階 北西面

9. 渡櫓二階



照明器具: 照明a
基準4

e. 渡櫓二階 南面

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)、(化粧裏板)

その他: 案内板
基準5



主要材: 柱、梁、桁等
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 消火栓
基準4

その他: 展示パネル
基準5

その他: 展示ケース
基準5

その他: 消火器
基準4

a. 渡櫓二階 東面

照明器具: 照明b
基準4



壁面: 漆喰塗り
基準2

開口部建具: 片引格子戸
基準1

床面: 板張り
基準1

その他: 常設手摺
基準2

その他: 階段 基準2
手摺(竹製) 基準4

b. 渡櫓二階 南西側階段

10. 乾小天守二階



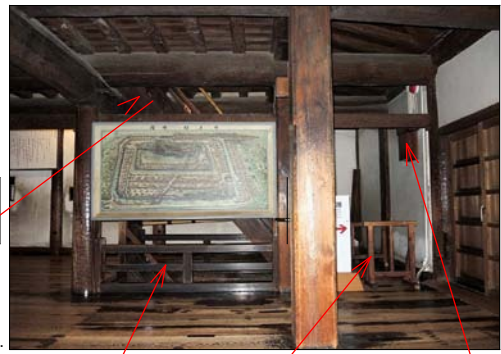
照明器具: 照明a
基準4

その他: 階段 基準2
手摺(竹製)
基準4

その他: 矢狭間
基準1

照明器具: 照明c
基準4

その他: 鉄砲狭間
基準1



その他: 常設手摺
基準2

その他: 柵
基準4

その他: 火災報知器
基準4



その他: スピーカー
基準4

主要材: 柱、梁、上階大引
敷鴨居、地長押等
基準1

開口部建具: 引違板戸
基準1

開口部建具: 片引格子戸
基準1

床面: 板張り
基準1

c. 乾小天守二階 南面



天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

天井: 根太天井
基準1(根太)
(化粧裏板)

その他: 防犯カメラ
基準4

その他: 展示パネル
基準5

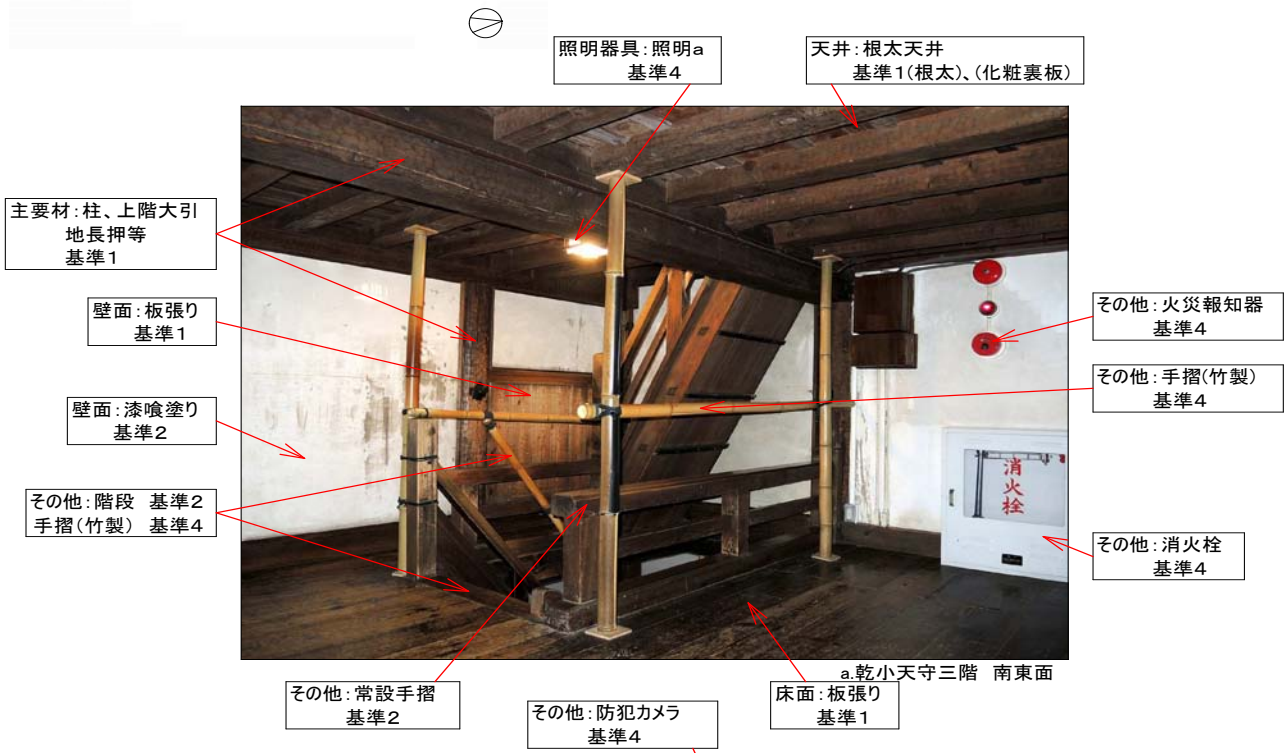
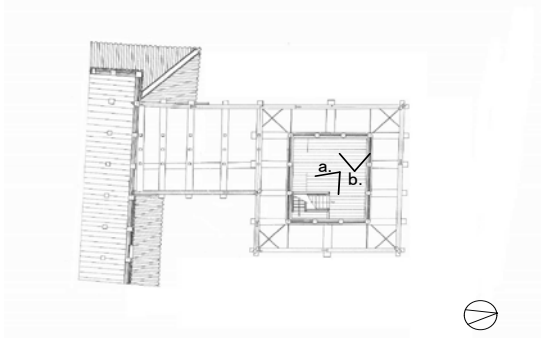
壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 案内板
基準5

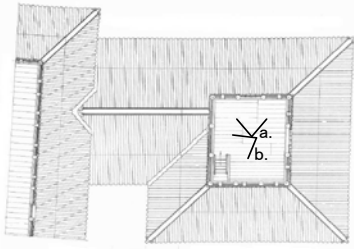
その他: 消火器
基準4

d. 乾小天守二階 北面

11 乾小天守三階

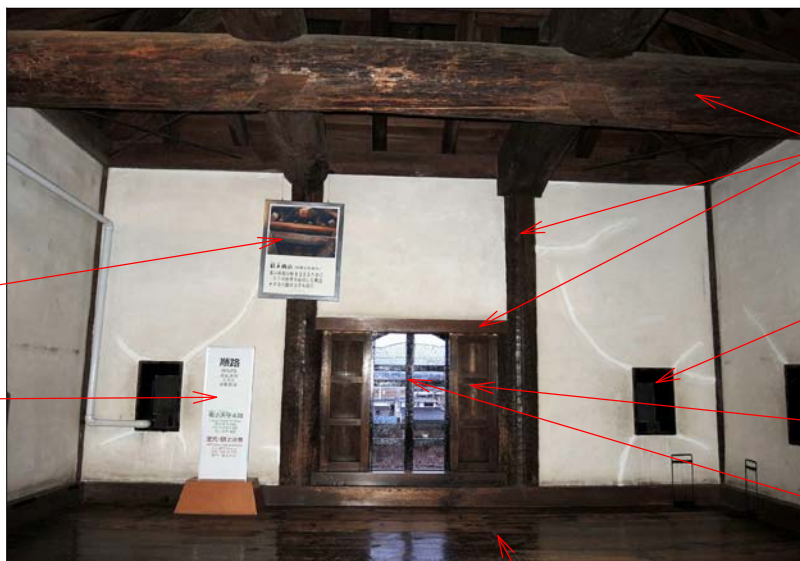


12. 乾小天守四階



見上げ

天井:化粧小屋裏
基準1(小屋組)、(化粧裏板)



その他:展示パネル
基準5

その他:案内板
基準5

主要材:柱、梁、敷鴨居
地長押等
基準1

その他:矢狭間
基準1

開口部建具:引分板戸
基準1

開口部建具:花頭窓
基準1

a.乾小天守四階 西面

その他:防犯カメラ
基準4

照明器具:照明a
基準4

床面:板張り
基準1



壁面:漆喰塗り
基準2

その他:鉄砲狭間
基準1

その他:消火栓
基準4

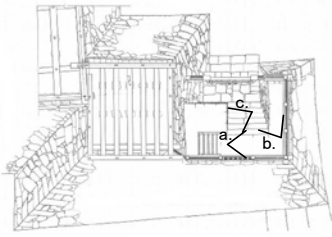
その他:消火器
基準4

その他:常設手摺
基準2

その他:階段、手摺
基準2

b.乾小天守四階 南東面

13. 月見櫓地階



開口部建具: 連子窓
基準1

その他: 手摺(竹製)
基準4



c. 階段

天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

その他: 階段、手摺
基準2

照明器具: 照明a
基準4

主要材: 柱、梁、土台等
基準1

壁面: 石垣
基準1



壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 消火器
基準4

a. 月見櫓地階 東面

開口部建具: 大戸、門等
基準1

床面: 板張り
基準4・5



その他: 火災報知器
基準4

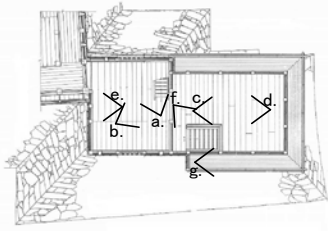
主要材: 冠木、鏡柱
蹴放、戸当り等
基準1

床面: 畳
基準5

その他: 階段、手摺
基準4・5

b. 月見櫓地階 北面

14. 辰巳附櫓一階



e.

天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

その他: パンチ
基準5



その他: 火災報知器
基準4

開口部建具: 片開板戸
基準1

その他: 階段、手摺
基準2

その他: 手摺(竹製)
基準4

床面: 板張り
基準1

その他: 矢狭間
基準1

照明器具: 照明a
基準4

a. 辰巳櫓一階 北面



壁面: 漆喰塗り
基準2

開口部建具: 連子窓
基準1

その他: 分電盤
基準4

主要材: 柱、上階大引
敷鴨居、地長押等
基準1

その他: 案内板
基準5

b. 辰巳櫓一階 北東面

15. 月見櫓一階



その他:階段、手摺
基準2

その他:板
基準3



天井:舟底天井
基準1(垂木)、(化粧裏板)

その他:縁廻り
基準1・2

その他:柵
基準4

その他:常設手摺
基準2



その他:展示パネル
基準5

その他:スピーカー
基準4

開口部建具:舞良戸
基準1

その他:柵
基準4

c.月見櫓一階 東面

床面:板張り
基準1

その他:案内板
基準5



その他:防犯カメラ
基準4

照明器具:照明a
基準4



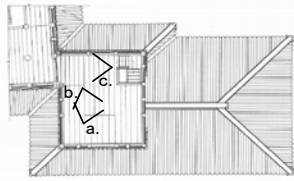
主要材:柱、梁、桁
長押、敷鴨居等
基準1

壁面:漆喰塗り
基準2

その他:消火器
基準4

d.月見櫓一階 西面

16. 辰巳附櫓二階



開口部建具: 片開板戸
基準1



c. 辰巳附櫓二階 西面板戸

照明器具: 照明a
基準4

その他: 展示パネル
基準4

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)、(化粧裏板)

照明器具: 照明c
基準4

その他: 火災報知器
基準4



壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 階段
基準2

その他: 常設手摺
基準2

その他: 消火器
基準4

床面: 板張り
基準1

その他: 案内板
基準5

a. 辰巳附櫓二階 北面

主要材: 柱、梁
敷鴨居等
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 展示ケース
基準5



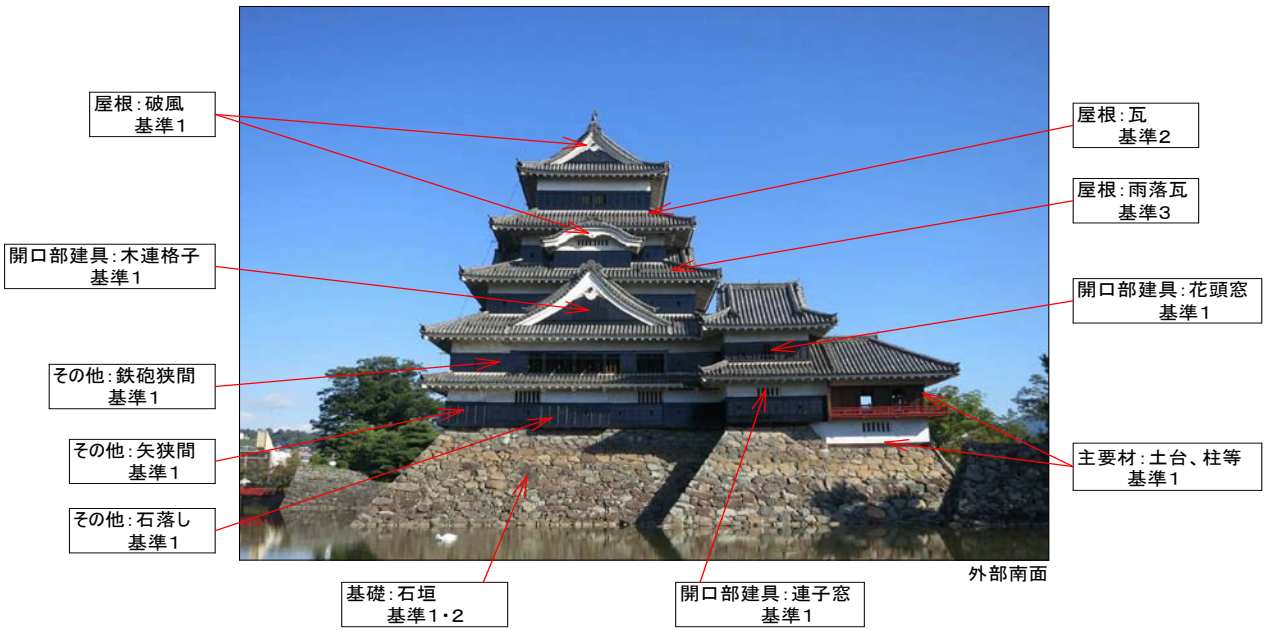
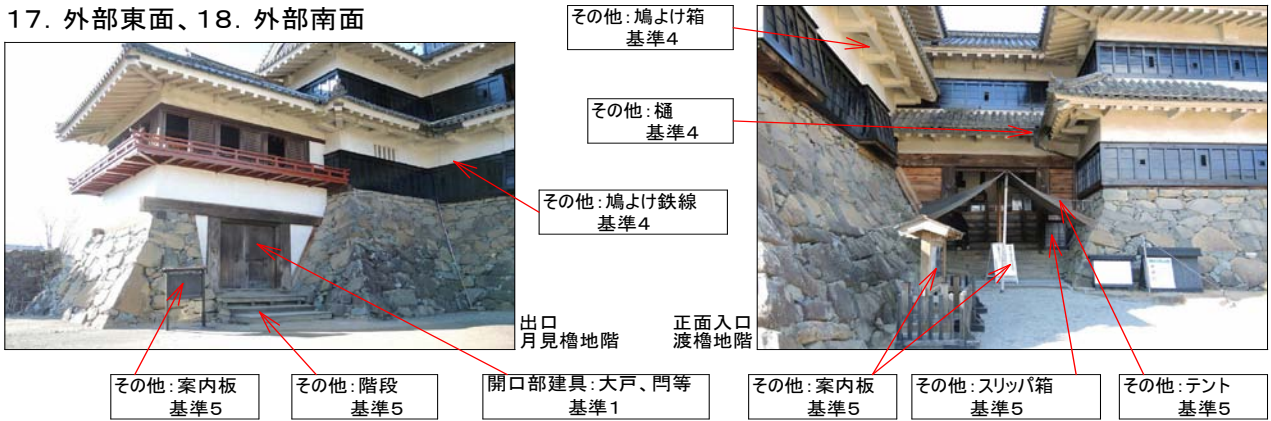
開口部建具: 引分板戸
基準1

開口部建具: 花頭窓
基準1

その他: 矢狭間
基準1

b. 辰巳附櫓二階 南面

17. 外部東面、18. 外部南面



19. 外部西面、20. 外部北面



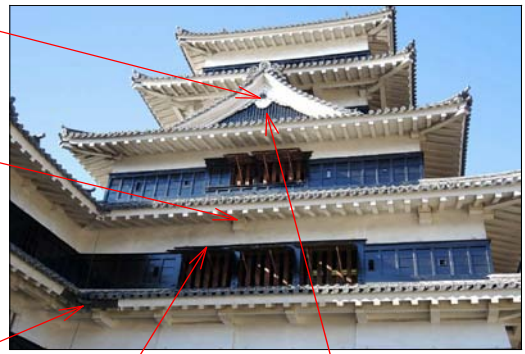
その他: 矢狭間
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

屋根: 破風
基準1

その他: 鳩よけ柵
基準4

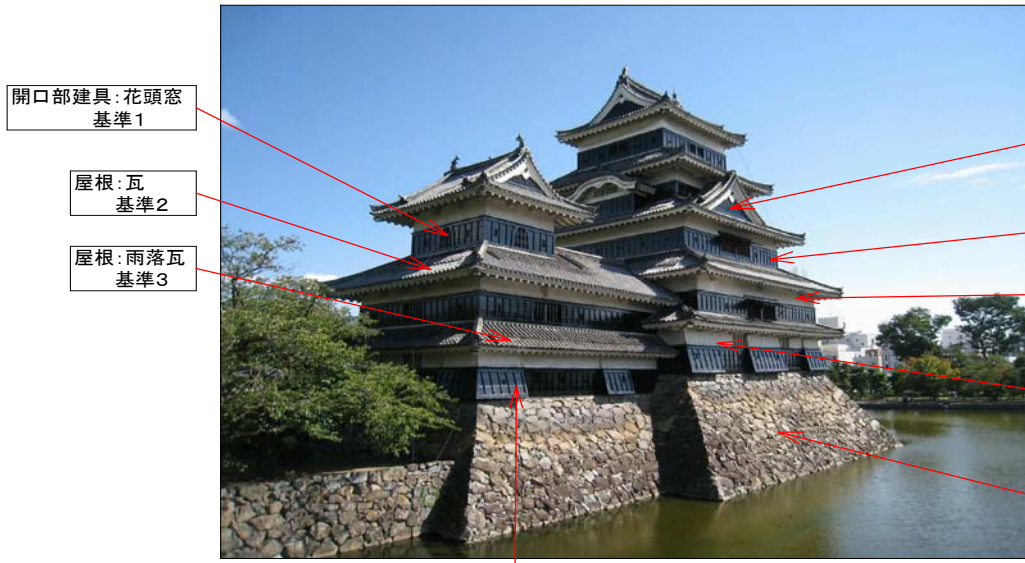
その他: 石落し
基準1



その他: 樋
基準4

開口部建具: 突上戸
基準1

開口部建具: 木連格子
基準1



開口部建具: 花頭窓
基準1

屋根: 瓦
基準2

屋根: 雨落瓦
基準3

開口部建具: 木連格子
基準1

壁面: 下見板張り
基準1

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 鳩よけ鉄線
基準4

基礎: 石垣
基準1・2

その他: 石落し
基準1

外部北西面



開口部建具: 花頭窓
基準1

開口部建具: 舞良戸
基準1

その他: 縁廻り
基準1・2

開口部建具: 連子窓
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 矢狭間
基準1

基礎: 石垣
基準1・2

主要材: 土台、柱等
基準1

その他: 案内板
基準5

外部北面

3 管理計画

(1) 管理体制

松本城天守は松本市が管理するが、日常管理・点検等は、市職員のほか業務の一部を委託されている民間業者が行う。委託業務内容は以下のとおり。

担当課 松本市教育委員会 松本城管理事務所
 電話番号 0263-32-2902
 管理者 松本城管理事務所長

<委託先1> (平成26年4月1日現在)

業務委託名 松本城天守案内等業務
 名称 公益社団法人 松本地域シルバー人材センター
 所在地 松本市宮渕本村1番10号
 代表者 理事長 大月利和

委託内容

- ア 天守他各所において観覧者の安全確保
- イ 各所の保全目的として異常の有無を確認する巡回、監視の実施
- ウ 天守入口において観覧者への靴入袋の配布及び回収
- エ 天守他各所の清掃業務、突上戸の開閉、降雪時の除雪業務
- オ 松本城主催の行事における運営補助

業務期間 4月1日から3月31日まで

※12月29日から1月3日までは、別途協議

就業時間 午前8時15分から午後5時15分まで(原則)

<委託先2> (平成26年4月1日現在)

業務委託名 松本城宿直警備業務委託
 委託先 有限会社 中部警備救助
 所在地 松本市大字新村 283 番地
 代表者 代表 古畑 忠俊

委託内容(仕様書からの抜粋)

ア 基本的業務

- (ア) 業務対象の火災、盗難、侵入及びその他の保守警備
- (イ) 事故及び災害発生時における関係先への通報、連絡等の事故対応
- (ウ) 年末年始(12月29日～1月3日)松本城白鳥のえさやり(1日1回)
- (エ) その他緊急時における対応

イ 常駐警備

- (ア) 通常公開日 午後5時15分から翌日午前8時30分まで
- (イ) 年末年始 午前8時30分から翌日午前8時30分まで
- (ウ) 巡回点検 各所において点検を行い、異常の有無について確認を行う。

ウ 巡回

巡回を4回行う。

なお、諸行事の開催等により変更が必要な場合は、担当課と協議の上決定するものとする。

エ 常駐警備及び巡回における点検箇所

(ア) 松本城天守（天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓）各所の点検

- a 施設内及び周辺の火気に関する点検
- b 施設内の不審者侵入等、異常に関する点検
- c 不審物件の放置等施設内の異常に関する点検
- d 側柱及び桔木構造等、施設の損傷及び機器の異常に関する点検
- e 松本城鉄砲蔵等展示物品に関する点検
- f 鉄砲狭間、矢狭間、突上戸等開口部の閉鎖確認
- g 防犯灯の点灯、不要灯の消灯確認
- h 石垣、外壁、屋根等施設の外観上に関する点検
- i 巡回用確認用プラグ（8カ所）の差し込み確認

(イ) 本丸庭園内（公衆便所、倉庫等を含む）の点検

- a 庭園及び施設周辺の火気、侵入等異常に関する点検、確認
- b 本丸周辺の土手、石垣に対する点検
- c 常備灯の点灯確認、不要灯の消灯確認

業務期間 4月1日から3月31日まで

業務時間 午後5時15分から翌日8時30分まで（原則）

配置人員 常駐2名体制とする

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

(ア) 清掃・整頓に関する事項

a 内部

民間業者（委託先）による毎日の清掃・整頓を実施し、公開期間以外（年末年始）には、委託業者による屋内清掃（特別清掃）を実施。

b 外部

屋根、壁及び石垣については、鳩糞除去を年4回、水洗いを年1回実施。

(イ) 日照・通風に関する事項

民間業者（委託先）による天守内の窓の開閉を毎日実施。また、建造物周辺の樹木等の定期的な剪定を実施。

(ウ) 虫害と腐朽の防止に関する事項

職員によって点検し、必要に応じて防霉・防虫処理を行う。

(エ) 風水雪害に関する事項

職員によって点検等を実施する。

(オ) その他

き損・盗難・放火等の事故防止のため、公開時間内は、職員又は民間業者（委託先）が、天守内の巡回を実施している。公開時間外は、警備会社が委託契約に基づき、警備を行っている。

また、公開時間及び公開時間外には、自動火災報知器、防犯設備等が正常に作動していることを確

認している。

防火防犯設備については、法令に基づき点検を実施しており、漏電による火災防止のため、天守内のコンセント、配線、ブレーカーなどの電気設備の点検を年1回実施している。

なお、毎年1月26日の「文化財防火デー」には、松本広域消防局と合同で避難訓練及び消火訓練を実施している。

イ 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕など管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。補修を行う際は記録を取り、今後の保存修理の参考とする。

表 2-2 建造物の維持管理区分一覧

部分	留意事項	修理届を要しない行為
1) 外構 及び基礎	・石垣の孕み、石の割れ等の確認を行う。	・石垣の孕み、石の割れの箇所を確認し、破損が著しい場合は修理届を提出する。
2) 縁廻り 及び床下	・縁廻りや床下の点検を実施し、柱根や床組材の腐朽、虫害等の確認を行う。	・縁廻りが雨露にさらされた場合は水分除去を行う。 ・腐朽、虫害等が発見された場合は早急に部材補修、防虫処理を行う。ただし、修理が広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
3) 外壁	・漆喰壁は亀裂・破損・剥離箇所がないか確認を行う。 ・下見板は木部の腐朽・塗装の剥落がないか確認を行う。	・確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
4) 内壁	・漆喰壁は亀裂・破損・剥離箇所がないか確認を行う。	・状況により清掃を行う。 ・確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
5) 天井	・雨漏りによる染み、汚れ等がないか確認を行う。	・雨漏りが発見された場合は、原因箇所を確かめ早急に対策を講ずる。その際、応急的に何らかのものを建物に取り付ける場合には修理届を提出する。
6) 床	・展示物等を移動する際には、引きずったり、衝撃を与えないよう注意を払う。 ・床板の浮き、割れ等が生じていないか確認を行う。	・見学者の通路確保や展示の設置等の際には、床に影響を及ぼさないよう注意を払う。 ・破損が確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
7) 屋根 及び雨樋	・瓦の劣化・割れ・欠落がないか確認を行う。 ・雨樋を清掃し、破損・脱落等がないか確認を行う。	・破損が確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
8) 建具	・敷居及び鴨居の掃除を行う。 ・開閉時は建具の取扱いに注意を払い、割れ・欠け等がないか確認を行う。	・破損が確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。

ウ 天守台石垣

天守台石垣は、天守を中心とする各櫓を支える基礎であることから、上記イの維持管理に加えて、孕み出しの見られる箇所の定点観測を行うとともに、間詰石の抜け落ち、緩みの状況について調査を行い、石垣の破損を進行させないよう間詰石の補修を行う必要がある。

エ その他の物件管理

今後の修理に伴って取り外された保存古材の保管方法などについての計画を定め、部材名称、員数、保管場所などを記した目録を備える。

オ 管理に関わる届出

(ア) き損届

建造物にき損が発見された場合は、その事実を知った日から10日以内にき損届を提出する（文化財保護法第33条）。

(イ) 修理届

修理を実施する場合は、修理に着手する30日前までに修理届を提出する。ただし、維持の措置又は非常災害のため応急措置を執る場合は、この限りではない（文化財保護法第43-2）。

4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

ア 天守

- ・北面石落とし部下見板土台の補修

イ 乾小天守

- ・武者窓の補修

ウ 渡櫓

- ・武者窓の補修

エ 辰巳附櫓

- ・一階天守境大戸の修理及び調整

オ 月見櫓

- ・外部縁廻り木部材腐朽部の補修と、これに伴う漆塗の塗替
- ・外部舞良戸の修理及び調整（摩耗した敷居の補修とも）



写真 2-1 松本城天守外壁下見板漆塗り工事状況（9月～10月）全景



写真 2-2 松本城天守外壁下見板漆塗り工事状況詳細

(2) 今後の保存修理計画

現在のところ、当面は根本的な保存修理を行う必要性はないが、上記の維持修理のほか、小規模な修繕については実施する必要がある。ただし、平成28年度までに実施する耐震診断の結果により、必要な場合は耐震対策工事を実施する。

昭和修理時には「材料を変えない、工法を変えない、道具を変えない」といった指導の基、修理を行っている。この指導内容については今後も可能な限り継続し、保存修理による価値の維持を図る。

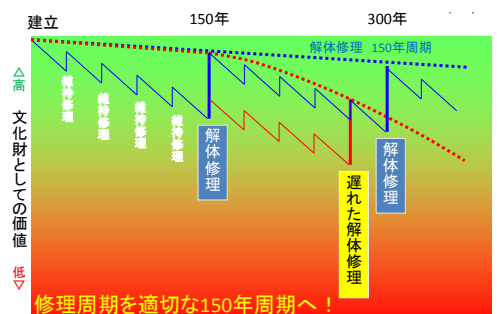


図 2-8 解体修理の周期差による文化財的価値の変化
出典（独）奈良文化財研究所主催
平成25年度「建造物保存活用基礎課程」研修資料

